

公益財団法人東京都医療保健協会 医療の質向上研究所規程

(設置及び名称)

- 第1条 公益財団法人東京都医療保健協会（以下「本財団」という）に、医療の質向上研究所（以下「研究所」という）を置く。
- 2 研究所の名称は、英文では、**Institute for Healthcare Quality Improvement, Tokyo Healthcare Foundation** 又は **The IHQI, Tokyo Healthcare Foundation** と表記する。

(目的)

- 第2条 研究所は、本財団の定款に基づき、医療、特に生活習慣病及び高齢患者に対する療法とその療養生活の指導並びに研究、及び安全で質の高い医療を提供するための科学的な管理手法の研究開発とそれに附随する事業を実施することを目的とする。

(事業)

- 第3条 研究所は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 医療安全・質の向上のための調査・研究・実践
- (2) 生活習慣病予防に関する調査・研究・実践
- (3) 地域における公衆衛生の向上のための調査・研究・実践
- (4) 医療・介護施設等の設置・運営に関する研究
- (5) その他本財団の目的を達成するために必要な事業

(所員)

- 第4条 研究所の所員は、本財団の常勤職員および非常勤職員であつて、研究所の事業を遂行する能力があると認められる者が、所長の推薦によってなるものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、本財団の職員以外でも、研究所の事業を遂行する能力があると認められる者は、所長の推薦によって、所員となることができる。
- 3 所員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

(客員所員)

- 第5条 客員所員を置くことができる。
- 2 客員所員の任期は、1年とし、再任を妨げない。

(所長)

- 第6条 研究所に、所長を置く。
- 2 所長は、研究所の所務を統轄し、研究所を代表する。
 - 3 所長は、本財団の理事長が任命する。
 - 4 所長の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
 - 5 前項の規定にかかわらず、所長が辞任その他の事由により欠けた場合においては、後任者の任期は、その残任期間とする。
 - 6 前項に規定する場合において、後任の所長が定まるまでの間は、副所長あるいは事務局長がその職務を代行する。

- 7 所長は、毎年度の5月中に前年度の事業報告を、2月中に次年度の事業計画をそれぞれ本財団の理事長に提出し、その承認を受けなければならない。

(副所長)

第7条 研究所に、副所長を置くことができる。

- 2 副所長は所長を補佐し、所長不在時には、所務を代行する。
- 3 副所長は理事長が任命する。
- 4 副所長の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 前項の規定にかかわらず、副所長が辞任その他の事由により欠けた場合においては、後任者の任期は、その残任期間とする。

(顧問)

第8条 研究所に、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、学識経験者をもって充てる。
- 3 顧問は、研究所の研究計画について意見を述べることができる。
- 4 顧問は、次条に定める研究所運営委員会の意見を聴いて、理事長が委嘱する。

(運営委員会)

第9条 研究所の事業の運営に資するため運営委員会を置く。

- 2 運営委員会は、次に掲げる委員で組織する。
 - (1) 研究所長および副研究所長
 - (2) 事務局長
 - (3) 所員の中から理事長または所長が推薦した者若干名
 - (4) 運営委員会が必要と認めた者
- 3 運営委員会は、次の事項を行う。
 - (1) 事業の計画及び運営
 - (2) 予算案及び決算報告書の作成
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、研究所の運営に必要な事項
- 4 運営委員会は、所長及び運営委員若干名をもって構成する。
- 5 所長は、必要がある場合には、運営委員会を招集することができる。
- 6 運営委員は、所長または理事長の推薦により理事長が委嘱する。

(研究部)

第10条 研究所に研究部を置く。

- 2 研究部は、所員をもって構成する。
- 3 研究部に、研究部長を置くことができる。
- 4 研究部長は、理事長が任命する。

(事務局)

第11条 研究所の事務を処理するために事務局を置く。

- 2 事務局は、事務局長及び事務職員をもって構成する。

3 事務局長は、理事長が任命する。

4 事務職員は所長が任命する。

(経費)

第12条 研究所の経費は、次に掲げる費目その他の収入によって支弁する。

(1) 法人予算によって定められた研究所費

(2) 外部の研究費および補助金

(3) 寄附金

(4) その他

(雑則)

第13条 この規程を実施するための細則は、運営委員会に諮り所長が別に定める。

(規程の改廃)

第14条 この規程の改廃は、運営委員会において審議し、所長が提案し、理事長が行う。

附則

1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。